	質問	回答
1	なぜ介護給付費通知の定期的な発送が終了となるのか。	介護給付適正化の主要5事業として、これまで「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」 「住宅改修等の点検」「縦覧点検・医療情報との突合」および「介護給付費通知」がこれまで国の 指針で位置付けられており、本市においても年に2回(3月・9月)定期的な発送をしておりまし た。 今回、国の指針が見直され、費用対効果を見込みづらい「介護給付費通知」が令和6年度より主 要事業から除外されたことに伴い、本市においても定期的な発送を終了することとなりました。
2	確定申告の際、医療費控除の添付資料として医療費通知と 同様に給付費通知を使用していたが、今後どうすればよい のか。	そもそも介護給付費通知は、給付適正化の一環として、利用者本人(または家族)に対して、事業者からの介護報酬の請求および費用の給付状況等について通知することにより、自ら受けているサービスを改めて確認していただき、不適正事例の発見の契機となることを目的としたものです。確定申告の際の医療費控除については、すべての介護サービスが対象となるのではなく、医療に関連するサービスのみが対象となるため、医療費通知のように、申告の際に添付する通知書ではありません。支払った介護サービス費のうち、医療費控除の対象となる金額については事業所からの領収書に記載されていますので、そちらを確認していただき、医療費控除の明細書に記入することになっています。
3	自分が利用した介護サービス費を書面で確認したいときは 今後どうすればよいのか。	令和6年度からは定期的な発送を終了しますが、サービス費の確認のため、通知書の交付を希望される方には、申請により介護給付費通知を交付します。本庁では原則、窓口で交付しますが、支所・出張所で申請された場合は、後日郵送となりますのでご了承ください。 通知に記載できる介護サービス利用月は、申請月より3ヵ月以前のものとなります。また、申請月の5年前の介護サービス利用月までは通知書に記載可能です。
4	申請すれば今までと同じように定期的な発送は可能か。	定期的な発送は令和5年度で終了しました。令和6年度からは希望するサービス利用月を申請書 に記入していただくことにより、申請の都度、介護給付費通知を交付します。